

受益者の皆さまへ

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 多根 幹雄

**浪花おふくろファンド証券投資信託約款の変更  
(重大な約款変更)に関する書面決議のお知らせ**

拝啓 時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、受益者の皆さまにご投資いただいております追加型証券投資信託 浪花おふくろファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、証券投資信託約款の変更（重大な約款変更）をすることに関し、書面による決議を実施いたします。

今般の約款変更の目的は、当ファンドの信託事務の諸費用に関する条文を実態に即して変更するものであり、資産運用に対する弊社の投資理念や想い、そして、当ファンドの基本的な性格を変更するものではありません。

受益者の皆さまには何卒ご理解をいただき、約款変更へご賛同を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 対象となる証券投資信託の名称**

追加型証券投資信託「浪花おふくろファンド」

**2. 重大な約款変更の内容および理由**

①変更内容

当ファンドの信託約款第 34 条 信託事務の諸費用につきまして、実態に即した内容に変更を予定しております。

新	旧
<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、<u>受益者の負担とし信託財産中より支弁します。</u></p>	<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、<u>委託者が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。</u></p>
<p>②<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額は、委託者が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。</u></p>	<p>（新設）</p>

## ②変更理由

信託事務の諸費用について、受益者の皆さまにお配りしております「投資信託説明書（交付目論見書）」信託事務の諸費用についての記載と信託約款上の規定に、設定当初より齟齬があったことが判明しました。

約款上は、信託財産（ファンド）から収受する信託報酬より当社が支弁すると規定しておりますが、実務上は、目論見書の記載とおり、信託財産（ファンド）から支弁しておりました。

これまでの信託事務の諸費用（コールの管理手数料およびカस्टディフィー）の計上合計金額は、1,525,084 円です。

上記の計上金額については、当社が信託財産（ファンド）へ補填いたします。また、その他追加・解約による影響額等を含めて最終的な補填金額を算出するため、実際の補填金額は上記と異なります。なお、過去に遡っての基準価額の訂正はいたしません。

今後につきましては、約款の条文を変更させて頂き、信託事務の諸費用は、信託財産（ファンド）から支払うこととさせて頂きたいと考えております。

なお、実務上信託財産（ファンド）から支弁しておりましたので、約款変更をした場合における、お客様の負担が増えることはありません。

## 3. 議決権の行使

信託約款変更にあたっては、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

### ・「浪花おふくろファンド」の受益者さま

**2023年8月31日現在**の受益者さま（2023年8月28日購入申込み、2023年8月24日解約申込み受付分までが対象となります。）に「書面決議のお知らせ」を送付いたしますので、2023年9月19日（当社必着）までに賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、当社へお送り下さい。

### 【信託約款変更（予定）までの日程】

① 書面決議の対象受益者の確定基準日 （議決権行使書面送付）	： 2023年8月31日（木） （2023年9月1日（金））
② 議決権行使書面による議決権行使期間	： 2023年9月4日（月）から 2023年9月19日（火）まで
③ 書面決議日（信託約款変更可否判断日）	： 2023年9月20日（水）
④ 信託約款変更日（予定）	： 2023年9月29日（金）

## 4. 約款変更の中止に関する条件

重大な約款変更に伴い、書面決議において、2023年8月31日時点の受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成を得られない場合には、投資信託約款の変更に係る手続きを中止します。

## 5. 議決権の取扱い

当ファンドの投資信託約款第48条第3項の規定により、議決権を行使されない場合、また、賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、無効として取扱います。

## 6. 諸手続きについて

2023年8月31日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、当議案に関する議決権行使書面を同封いたしますので、書面決議について議決権を行使される方は、2023年9月19日（必着）までに、議決権行使書面に当ファンドの約款変更の賛否およびご署名・押印の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

当議案が可決（当ファンドにおいて、賛成する受益者さまの受益権の合計口数が、2023年8月31日現在の受益権総口数の3分の2以上）となった場合は、2023年9月29日をもって約款変更を行います。書面決議の結果にかかわらず、当ファンドは投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、投資信託約款の変更について反対されたか否かにかかわらず、通常通り換金（解約）のお申込みを受け付けております。

書面決議において反対された受益者による受益権の買取請求には応じません。

以上

### 【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際してご提出いただきました個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

クローバー・アセットマネジメント株式会社 業務管理部 渡辺

電話 0800-5000-968（フリーダイヤル）（営業日の9：00～17：00）

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2727号  
一般社団法人 投資信託協会 加入